

除染特別地域・汚染重点調査地域の指定要件等の要素（案）

1. 除染特別地域の指定の要件

除染特別地域の指定の範囲は、警戒区域及び計画的避難区域としてはどうか（別添 1 参照）。

2. 汚染状況重点調査地域の指定の要件（第 3 2 条第 1 項）

汚染状況重点調査地域は、空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える地域を指定することとしてはどうか。

<理由・考え方>

① 指定要件の数値

追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルトを超えることを指定要件の基準とする。実際には、調査測定の結果は通常 1 時間値として得られることを踏まえ、年間 1 ミリシーベルトに相当する 1 時間値である毎時 0.23 マイクロシーベルトを指定要件とする（換算方法は別添 2 参照）。

なお、汚染状況重点調査地域の指定にあたっては、その地域の平均的な空間線量率に基づき判断することとする。

② 指定要件に適合するか否かの判断に使用する調査結果

判断にあたっては統一的で信頼できる手法による調査結果を使用するのが望ましいこと、また地域指定をするまでの時間は限られていることを踏まえ、原則として、文部科学省の航空機モニタリング調査による地表面から 1 m の空間線量率のデータを使用する。自治体による調査結果で十分な信頼性があると認められるものがある場合（法 3 4 条 1 項に基づき省令で定める調査測定方法と同等以上の方法）、その調査結果により判断することも可能とする。

③ 指定する地域の単位

原則として、指定は市町村単位で行うこととする。ただし、技術的・実務的に可能であれば、町や字等の区域単位で指定することも可能とする。

3. 汚染状況重点調査地域内の汚染状況の調査測定の方法（第34条第1項）

調査測定の方法として、省令又は告示・ガイドライン等において、

- ・測定機器（NaIシンチレーション式サーベイメータなど）
- ・測定条件（放射線量を測定する際における測定地点での高さなど）
- ・放射線量を測定する際の留意事項（測定機器が校正済みであることなど）
- ・調査測定においては公正性を確保すること

などを示してはどうか。

<理由・考え方>

既に示されている「学校等における放射線測定の手引き」（平成23年8月26日文科科学省・日本原子力研究開発機構）や「除染作業にあたってのモニタリングマニュアル」（平成23年8月26日原子力災害対策本部「市町村による除染実施ガイドライン」の別添3）などと整合性を図りつつ示す必要がある。

4. 除染実施計画を定めることとなる環境の汚染状態の要件（第36条第1項）

除染実施計画を策定することとなる区域は、空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルトを超える区域を規定することとしてはどうか。

<理由・考え方>

① 計画策定の要件の数値

追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトを除染実施計画策定の要件の基準とする。実際には、調査測定の結果は通常1時間値として得られることを踏まえ、年間1ミリシーベルトに相当する1時間値である毎時0.23マイクロシーベルトを計画策定の要件とする。

なお、除染実施計画の策定区域の決定にあたっては、その地域の平均的な空間線量率に基づき判断することとする。

② 除染実施計画を策定する区域の単位

緊急実施基本方針に基づく除染計画の策定状況や汚染状況重点調査地域の指定状況を踏まえ、基本的には毎時0.23マイクロシーベルトの範囲を示す線に基づいて、または街区等の詳細な区域単位で策定区域を決定する。

5. 除染実施計画の考え方（第36条第2項）

本省令では、除染実施計画の策定にあたり前提となる、汚染の状況に応じた除染方針を定める。具体的には、追加被ばく線量が年間5ミリシーベルト以上の区域は面的除染を実施する区域とし、追加被ばく線量が年間1～5ミリシーベルトの区域は、空間線量が局所的に高い場所の除染を実施する区域としてはどうか。

<理由・考え方>

① 追加被ばく線量が年間5ミリシーベルト以上の区域への面的除染の実施

住民の健康・安全の要請からは線量の高い生活圏の線量を低減する観点から除染を行うことが基本であること、比較的線量が低い区域においては、放射性物質の物理的減衰及び風雨などの自然的要因により一定の期間で追加的被ばく線量は年間1ミリシーベルト以下になることが期待できることなどを踏まえ、追加被ばく線量が概ね年間5ミリシーベルト以上の区域において面的な除染を行うこととする。

② 「除染に関する緊急実施基本方針」に基づく市町村除染計画との関係性

特措法のもとの除染実施計画は、市町村の緊急実施基本方針に基づく除染計画とは異なり、法定受託事務として計画を策定するものとされている。

市町村が放射性物質汚染対処特措法に基づき策定する除染実施計画は、「除染に関する緊急実施基本方針」に基づく市町村除染計画と可能な限り整合性を図ることとするが、特措法に基づく除染実施計画については、特措法で今後定められる基本方針や環境省令で定められる事項に適合する改訂をしたらうえ、環境大臣への協議が必要となる。